

## 第37号議案「平成25年度長崎市一般会計予算」のうち、教育厚生委員会に付託された部分に対する附帯決議

本予算に、新市立病院建設事業の財源となる経費を含む地方独立行政法人長崎市立病院機構費運営費負担金が計上されている。

同病院の建設手法はPFI方式が採用され、事業者選定は総合評価一般競争入札により行われた。これまでも、落札額と一番低い入札額との価格差が約14億円あったにもかかわらず選定された経緯もあり、議会として適正な事業の執行を求めてきた。

しかしながら、事業者提案では直接工事費の60%（約50.2億円）を地元企業に発注するとしながら、今回の議案審査の中で、地元企業への契約済額は提案額を大きく下回っていることが判明したところである。事業者選定に際しては、地元企業を積極的に活用する事業者を選定するため、選考基準において配慮した配点とし、結果として事業の実施主体である長崎ホスピタルパートナーズ株式会社と契約を交わしている。

このようなことから、今回の事業者提案は極めて重い意味を持っているにもかかわらず、参考人招致においても、同株式会社の問題認識は著しく不足している感もあり、このことは誠に遺憾である。

よって、本事業の実施に当たっては、次の事項について速やかに対処されるよう強く要請する。

- 1 理事者及び長崎市立病院機構においては、地元企業への発注提案額を達成するため、長崎ホスピタルパートナーズ株式会社に対する確な指示を行い、その達成に向けての確約と計画については、6月定例会までに本委員会に報告すること。
- 2 上記の報告が本委員会になされるまで、同病院建設事業に係る歳出予算の執行を差し控えること。
- 3 同病院建設事業の進捗状況及び地元企業の活用実績等について、適宜本委員会に報告すること。
- 4 契約書及び事業者提案等が遵守されるよう、チェック体制の強化を図るとともに、長崎ホスピタルパートナーズ株式会社に対する指導を徹底すること。

平成25年3月18日

長 崎 市 議 会